

第8回「保育所保育指針」改定に関する検討会

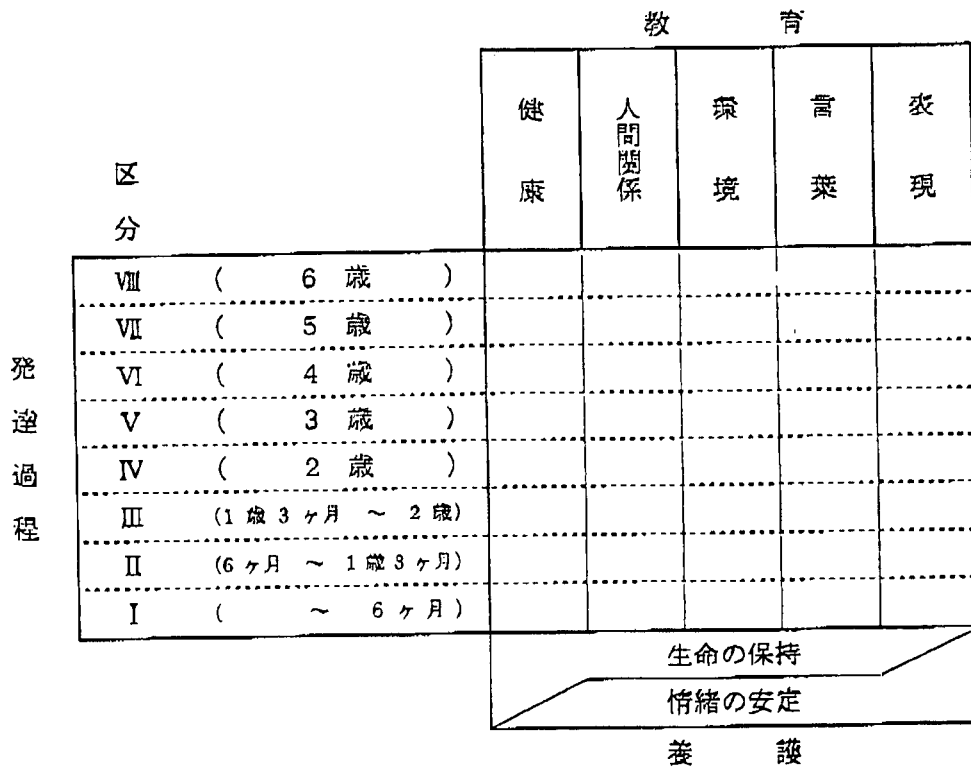
- 1 日時 平成19年5月9日（水）14：00～17：00
 - 2 場所 厚生労働省5階 共用第12会議室
 - 3 議題 改定の方針等について
第2章「子どもの発達」
第3章「保育の内容」 について
 - 4 配付資料
 - 資料1 第2章「子どもの発達」改定のための検討・ポイント
 - 資料2 第3章「保育の内容」改定のための検討・ポイント
 - 資料3 第2章、第3章の構成(案)
 - 資料4 第2章「たたき台」
 - 資料5 第3章「たたき台」
 - 資料6 第7回における主な意見
- 参考資料1 現行の保育所保育指針における保育の内容
- 参考資料2－1～4 文部科学省 幼児教育関係資料

第2章「子どもの発達」改定のための検討・ポイント

白梅学園大学 民秋 言

1. 現行2章「子どもの発達」並びに3～10章「発達の主な特徴」を付き合わせ、まとめる。
2. 現行1章に示す「発達過程区分」を改訂2章「子どもの発達」の中核として導入する。
3. 「発達過程区分」については、現行どおり6ヶ月未満から6歳まで、8つの区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ）を設定する。（図参照）
4. 発達の連続性を重視する。園生活の積み重ね及び生活の場（園と家庭・地域）の連続性に注目する。
5. 「入園から修了にいたるまでの長期的な視野をもって」、「修了までに育つことが期待される」発達（育ち）として把握する。
6. 「クラス・グループ全員」の基準ではなく、「一人ひとりの発達過程」として捉える。
7. 養護＝生命の保持と情緒の安定に支えられて、心情・意欲・態度というねらい、五領域にみる内容が保障されるよう「発達」を考える。

図1 - 保育内容の構造（模式図）



1. 保育所保育の特性として、「養護と教育が一体」となって保育がすすめられていくことを確認。
2. 「保育の内容」は、発達過程区分ごとに捉える。
3. 「保育の内容」は、[目標→ねらい→内容]という順に具体化される構造をもつ。
4. [ねらい]は、「子どもの自発的、主体的な活動を保育士が援助することにより、『子どもが身につけることが望まれる心情・意欲・態度など』」である。「心情・意欲・態度」は、子どもの遊びや課題、生活への取り組みを示したものと解されるが、その具体的内容の把握は幼稚園教育要領にかりることとなる。また、次にみる五領域も視野に入れておく必要がある。
5. [内容]は[ねらい]が具体化されたものであり、さらに、五領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）ごとに説明されていくものである。
6. 「養護」は子どもの「生命の保持と情緒の安定」＝「健康・安全で情緒の安定した生活の保障」をはかるいとなみであり、「教育」を基礎的に支えるものである。
7. 「養護」は、現行3章から10章（発達過程区分Ⅰ～Ⅷ）に示され、とくに7章からは「基礎的事項」として扱われている。どの発達過程区分においても、養護は教育の基礎となるものであるから、一まとめに示すことが望ましい。
8. 「内容」は、五領域ごとに捉えられるが、これは子どもの園生活における活動・体験、それにもとづく発達（育ち）を説明したものである。
9. 領域ごとの内容は、子どもの体験・活動、育ちを示すわけであるから、記述の主語は「子ども」である。
10. 体験・活動、それに基づく育ちは、「～ができる」というより、むしろ「～をする」「～をやってみる」、「～をやろうとする」として捉えるべきであり、さきの心情・意欲・態度の視点から考えていくことが適当である。
11. 五領域は、子どもの活動においては相互に関連をもつものであり、後で述べるように、保育士による援助の相互（総合）性にも関わるものである。
12. 「教育」の目的は、つぎの4項目で説明できよう。
 - a 健全な心身の発達を助長する。
 - b 生涯にわたる人間形成の基礎をつくる。
 - c 生きる力の基礎をつくる。
 - d 豊かな人間性をもった子どもを育成する。
13. 「教育」は、五領域にみる活動や体験を通して子どもが育つ（発達する）ことを援助するいとなみである。
14. 保育士の援助は、具体的には「配慮事項」として示される。
15. 今次改定の課題である「食育」並びに「協同的学び」は、現行指針にすでに組み込まれている。内容をより充実させる検討は求められる。

保育所保育指針 第2章・第3章の構成（案）

第2章 子どもの発達

1. 乳幼児期の発達の特性

2. 発達の過程

- I 6か月未満児
- II 6か月から1歳3か月未満児
- III 1歳3か月から2歳未満児
- IV 2歳児
- V 3歳児
- VI 4歳児
- VII 5歳児
- VIII 6歳児

第3章 保育の内容

1. 保育のねらい及び内容

(1) 養護に関するねらい及び内容

(2) 教育に関するねらい及び内容

- 1) 健康
- 2) 人間関係
- 3) 環境
- 4) 言葉
- 5) 表現

2. 保育実施上の配慮事項（留意点）

(1) 乳児保育に関わる配慮事項

(2) 3歳未満児に関わる配慮事項

(3) 3歳以上児に関わる配慮事項

第2章（子どもの発達）に盛り込むことが考えられる事項（たたき台案）

1. 乳幼児期の発達の特性

保育の実施に当たっては、次に掲げる子どもの発達の特性や発達の過程を理解することが大切であること。

- 乳幼児期は子どもの心身の発達が著しく、生理的・身体的な諸条件や生育環境の違いにより、一人一人の個人差が大きいこと
- 子どもは、子どもを取り巻く環境（人、自然、事物、出来事など）に主体的に関わることにより成長・発達していくこと。
- 子どもは、身近な大人によって生命が守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定し人への信頼感が育ち、次第に自発的に身近な人、事物、出来事に興味や関心を持ち、働きかけるなど自我が芽生えること
- 子どもは、大人との信頼関係を基盤にして、子ども同士の関係を持つようになり、相互の関わりを通じて、知的、身体的な発達とともに情緒的、社会的、道徳的な発達が促されること
- 家庭及び保育所を通じた連続した生活全体の中で、子どもの発達過程に応じた必要な経験の積み重ねが大切であり、特に主体的な活動の中心である遊びを通して集団、協同的な関係が育ち、その中で個の成長も促されること
- 乳幼児期は生涯にわたる生きる力の基礎が培われ、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することによって、豊かな感性とともに好奇心や探求心が養われ、その後の学びの基礎になること

2. 発達の過程

- 子どもの発達過程は概ね次項に示す8つの区分（Ⅰ～Ⅷ）として捉えること。ただし、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人一人の子どもの発達過程として捉えるべきであること

Ⅰ 6か月未満児

母体内から外界への環境の激変に適応し、著しい発育・発達がみられる。特に視覚、聴覚などの感覚の発達はめざましく、月齢が低いほど体重や身長も増加も大きい。泣く、笑うなどの表情の変化や体の動き、喃語などで自分の欲求を表現し、このことに応答的に関わる特定の大人との間に情緒的な絆が形成される。生後、4か月くらいまでに首がすわり、その後寝返りをうつ、腹ばいなどにより全身の動きが活発になる。

II 6か月から1歳3か月児

6か月を過ぎる頃から身近な人の顔がわかり、あやしてもらうととても喜ぶ一方、人見知りをするようになる。座る、はう、立つ、つたい歩きといった運動や姿勢の発達や自由に手を使えることにより、探索活動がさかんになる。身近な大人とのやりとりにより喃語も会話らしい抑揚がつくようになり、1歳前後には自分の意思や欲求を身振りなどで伝え、簡単な言葉が理解できるようになる。食事は離乳食から幼児食へ徐々に移行する。

III 1歳3か月から2歳未満児

歩き始め、手を使い、言葉話すようになることにより、身近な人や身の回りの物に自発的に働きかけていく。歩く、投げる、つまむ、なぐり描きするなどの運動機能の発達や新しい行動の獲得により、自信を持ち、意欲を高めるなかで、友達との物の取り合いなども多くなる。大人の言うことが分かるようになり、自分の思いを親しい大人に伝えたいという欲求も高まり、指さし、片言などから1歳半前後には二語文を話し始める。

IV 2歳児

歩く、走る、跳ぶなどの基本的運動機能が伸び、指先の機能が発達する。行動範囲が広がり、探索活動がさかんになる中、他の子どもと関わりをもつようになるが、欲求が妨げられるとかんしゃくを起こし、反抗するなど自我が育つ。観察力も増し、盛んに模倣することで、物事の中の共通性を見出し、言葉でのやりとりもさかんになる中で、大人と一緒に簡単なごっこ遊びができるようになる。

V 3歳児

基礎的な運動能力が育ち、食事・排泄などもかなりの程度自立できるようになってくる。話し言葉の基礎ができて、さかんに質問するなど知識欲、理解力が高まる。自我がよりはっきりしてくるとともに、友達との関わりが多くなるが、実際にはまだ平行遊びが多い。大人の行動や経験したことをごっこ遊びに取り入れ再現したり、遊びの内容に象徴機能や観察力を発揮するなど発展性が見られ、遊びがかなりの時間持続する。

VI 4歳児

全身のバランスをとる能力が発達し、体の動きが巧みになり、自然物など身近な環境に積極的に関わり、様々なものの特性を知り、その関わり方、遊び方を体得していく。自意識が芽生え、自分の思ったようにいかないといった葛藤を経験する。空想力、想像力も豊かになり、恐れのお気持ちや身近な人の気持ちが分かるようになるととも友達とのけんかが多くなる。一方、友達との会話を楽しみ、絵本や童話などを通しイメージを広げたり、目的をもって描いたり作ったりするようになる。

VII 5歳児

基本的な生活習慣が確立し、運動機能はますます伸び、喜んで運動遊びをしたり、仲間とともに活発に集団遊びを楽しむ。仲間の存在が重要になり、共通のイメージをもって遊んだり、目的に向かってまとまって行動することが多くなり、その中で、きまりを守ることの必要性がわかる。またけんかを自分たちで解決しようしたり、自分なりに考えて、判断したり、自分や他人を批判する力が生まれるとともに、他人の役に立つことを嬉しく感じるようになる。

VIII 6歳児

手指の微細運動がすすみ、全身運動がなめらかになり、快活に跳び回るようになる。仲間の意思を大切にし、役割分担しながら共同遊びを行い、満足のいくまで取り組む。予想や見通しをたてて積極的に環境に関わり、様々な経験や知識を生かし、創意工夫を重ね遊びを発展させ、仲間とともに楽しむ。口が達者になり批判力が強くなるとともに、友達の前で我慢するようになるが、時々大人に甘えてくることもある。知識欲が増し、思考力、認識力も高まり、社会事象、自然事象などへの興味関心も深まる。

第3章（保育の内容）に盛り込むことが考えられる事項（たたき台案）

前章に掲げた子どもの発達の特性やその過程を踏まえて、本章では保育の内容を示す。

保育の内容は「ねらい」及び「内容」で構成される。ねらいは保育の目標をより具体化したものであり、子どもが身につけることが望まれる「心情」「意欲」「態度」などを示した事項である。また、内容はこれらのねらいを達成するために保育士が行うべき「養護」と保育士が子どもの発達を援助する「教育」とに分けられる。

養護と教育が一体的に行われるところに保育所保育の特性がある。このうち養護とは「健康・安全で情緒の安定を図る」営みであり、子どもはこのことを基礎にして、5領域にみる活動などを経験するが、教育とはそれらを踏まえての子どもの心身の発達援助である。領域は健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域に分けて捉えられているが、一人一人の子どもが0歳から積み重ねていくものである。それぞれは子どもの発達(育ち)をみる窓口(枠)であるが、子どもの遊びなどでは各領域が相互に関連を持ちながら展開されるものであり、こうした関連性や子どもの育ちの連続性を踏まえ、総合的に保育の内容をとらえ、実施していくことが求められる。

1. 保育のねらい及び内容

(1) 養護に関するねらい及び内容

[ねらい]

- ① 保健的で安全な環境をつくり、一人一人の心身の状態を把握し、疾病や異常の発見に努め、快適に生活できるようにする。
- ② 一人一人の生活リズムを重視して子どもの生理的欲求を十分に満たすようにする。
- ③ 様々な食品や調理形態に慣れ、楽しんで食事をとることができるようにするとともに、職員間や家庭との連携を図り、子どもの食生活の充実や健康増進を積極的に図っていく。
- ④ 適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する。
- ⑤ 自分でできることの範囲を広げながら、生活に必要な基本的な生活習慣や態度を身につけていく。
- ⑥ 外遊びや運動遊びなどを通して体を動かす楽しさを十分に味わえるようにする。

等

[内容]

- ① 体、衣服、身の回りにあるものを、常に清潔な状態にしておく。
- ② 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、異常を感じる場合は速やかに適切に対応する。また、子どもが自分から体の異常を訴えることができるようにする。
- ③ 楽しい雰囲気の中で、自分で食事をしようとする気持ちを持たせ、様々な食材に親しむようにする。
- ④ 一人一人の子どもの気持ちを理解して受容し、保育士との信頼関係の中で、自分の気持ちを安心して表すことができるなど情緒の安定した生活ができるようにする。

等

(2) 教育に関するねらい及び内容

1) 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

[ねらい]

- ① 安定感をもって快適に生活する。
- ② からだを十分に動かし、進んで外遊びや運動遊びを楽しむ。
- ③ 健康・安全に必要な習慣や態度を身につける。

等

[内 容]〈ねらいに即して保育内容を列挙する〉

2) 人間関係

身近な人と親しみ、共に生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。

[ねらい]

- ① 友達や身近な人とかわり、一緒に活動することを楽しみ、愛情や信頼感をもつ。
- ② 周りの人々に対する親しみを深め、集団の中で自己主張したり、また、人の立場を考えながら行動する。
- ③ 社会生活における望ましい習慣や態度を身につける。

等

[内 容]〈ねらいに即して保育内容を列挙する〉

3) 環 境

身の周りの環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを遊びなどに取り入れていこうとする力を養う。

[ねらい]

- ①安心できる人的、物的環境のもとで、聞く、見る、触れるなどの感覚の働きを豊かにする。
- ②身近な自然と触れ合い、様々な事象に興味や関心を持つ。
- ③身近な事物を見たり扱ったり考えたりする中で発見を楽しんだり、物の性質や数量、文字、記号などに興味、関心を示す。

等

[内 容] 〈ねらいに即して保育内容を列挙する〉

4) 言 葉

思っていることや経験したことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話も聞くとうとする姿勢を育て、言葉に対する感覚を豊かにする力を養う。

[ねらい]

- ①自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- ②自分の思いや経験を話すだけでなく、相手の話もよく聞き、伝え合う喜びを味わう。
- ③絵本や物語などに親しみ、友達や保育士と心を通わせる楽しさを味わう。

等

[内 容] 〈ねらいに即して保育内容を列挙する〉

5) 表 現

感じたことや思ったことを自分なりに表現し、感性や想像力を豊かにする。

[ねらい]

- ①身の周りにあるいろいろなものに触れたりしてその感触を楽しむ。
- ②感じたことや考えたことを絵画・造形、音や動きなどを用いて自分なりに表現して楽しむ。
- ③身近な自然に触れ、その感動を友達や保育士に伝える喜びを味わう。

等

[内 容] 〈ねらいに即して保育内容を列挙する〉

2. (保育実施上の)配慮事項

保育の実施において、保育士は子どもの発達の過程やその連続性を踏まえ、以下のような事項に配慮すること

(1) 乳児保育に関わる配慮事項

- ①子どもの心身の機能の未熟性を理解し、保健・安全に十分配慮しながら、家庭との連携を密にし、1日24時間の生活を視野に入れて保育すること
- ②一人一人の子どもの生育の違いに留意しつつ欲求を適切に満たし、応答的に関わるようにすること
- ③職員間の連携を図り、保育をすすめるとともに、家庭への育児支援に努めていくこと
- ④担当や組などが変わる場合には、円滑な接続ができるよう職員間で協力して対応に当たること

(2) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項

- ①子どもの心身の発達及び活動の実態など個人差に即して丁寧な保育するとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること
- ②探索活動が十分できるように事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身や手を使う遊びを取り入れること
- ③子どもの自分でしようとする気持ちを大切にし、自我の育ちを助けること
- ④特に2歳児については、3歳の保育への円滑な接続ができるよう配慮すること

(3) 3歳以上児の保育に関わる配慮事項

- ①健康安全で情緒の安定した環境の下で、子どもの健やかな育ちが図られることを常に留意すること
- ②身体的・生理的育ちとともに、自主性・自律性さらに社会性の育ちとがあいまって子どもの健康はもたらされることに注目すること
- ③けんかなど葛藤を経験しながら友達と一緒に行動することに喜びを見出し、相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮すること
- ④遊びなどの中できまりがあることの大切さに気づき、自ら判断して行動できるよう配慮すること
- ⑤自然物への興味、関心を通じた感性の育ちに注目し、その不思議さ、大きさ、美しさなどに気づきながら認識力、思考力を高められるようにすること
- ⑥自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、いつも子どもの話しかけに応ずるよう心がけること
- ⑦感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫をこらし自由に表現できるよう、保育材料をはじめ様々な環境の設定に留意すること
- ⑧6歳児については、子ども同士の協同的な関係を大切にしながら、小学校への円滑な接続ができるようにすること

第7回検討会における主な意見

資料6

【第1章「総則」について】

- 改定の趣旨をできるだけ丁寧に説明していくことの重要性、そして、様々な方法で周知徹底していくという役割がとても大きい。
- 「告示化」「大綱化」「規範化」という重い課題があるが、一方、基本を抑えた上で、保育現場で一層の創意工夫が促されるようにということが重要である。
- 児童福祉法の文言のまま、「保育に欠ける」を指針に表記していくことについて、保育所では「保育を必要とする」という状況があり、この検討会のヒアリングでも、この文言について疑問視する声が度々聴かれたが、どう捉え、説明できるのか。
- 現行の制度上、「保育に欠ける」乳幼児について、保育所の運営費が拠出され、行政として責任を持つということになっている。「保育を必要とする」という言葉を使用すると、制度上の根拠が不明瞭になり、混乱が生じるのではないかと。
- 「保育に欠ける」子どもの保育を保障することと、地域で保育所の機能を利用したい方々への対応と、保育所は現在もこれからもその両方を受けていくと思うが、その受け方が違うというのはやはり、残っていかねばならないだろう。
- 本来、すべての子どもは保育を必要とするという中で「保育に欠ける」という言葉も含まれるとする解釈や、「保育に欠ける」という状態に対して「保育を必要とする」という状態があるという解釈など、その解釈や捉え方は様々であり、仮に「保育を必要とする」と表現したところで、またいろいろな問題が生じると思われる。
- 「欠ける」子どもへの処遇、児童福祉施設としての役割も十分考慮すべきである。
- 単に表現を改めるだけでなく、全体の財政設計などにも及ぶ話であり、保育所制度そのものに関わってくることなので、慎重に論議していただきたい。
- 「欠ける」という表現が、差別的なニュアンスをもたらすなどの問題があるとすれば、それはこの検討会で国に対して、今後法改正にあたり表現を変えたらどうかという付帯意見として出したらどうか。例えば「要保育児童」とするなど。
- 「保育に欠ける」という法律上の言葉に関して、今日的に不適切であるのではというアピールを保育指針改定を機にしておくことは必要だと思う。
- こうした状況を踏まえ、指針の解説書でも言葉の規定やその使用について説明すべきである。
- 「乳幼児の最善の利益」と「最低基準の保障」という一見両極にあるように思われる事柄をどう解釈し、保育現場に伝えていくか。「児童福祉最低基準」の第3条、第4条には、最低基準の向上、施設設備の運営の向上などについて記されている。

- 今回、告示化ということで、指針に記されたことを遵守しなければならないことになり、非常に重いものとなる。文言ひとつひとつを慎重に吟味すべきである。
- 最低基準と最適最善の基準との関わりをどう整理すべきかという問題については、まずは、遵守すべき事項と内容の基本原則を踏まえた上で、機能と質の向上に努めるべきという、努力義務として示している。
- 総則の柱について、その後、各章の中で触れていくという全体的見通し、その構成を一覧できる事項がもれなく記載されているか確認する必要がある。
- 「保育の内容に関する事項、及びこれに関する運営に関する事項」とあるが、「運営に関する事項」も非常に意味を持っており、内容としても重要である点を強調すべきである。
- まず、はじめに保育所と保育の基本について、高らかにうたってもいいのではないか。例えば「子どもの最善の利益」、「生きる力の基礎を培う」など、指針の中でまずしっかりと盛り込んでいく必要がある。その上で、子どもを育てる上で保護者との連携が必要であることを最初にかきこむ必要がある。
- 「家庭や地域社会との連携を図りながら」について、保育所自体も地域の中の一員であることを踏まえ「家庭や地域の様々な社会資源と連携を図りながら」とした方がよい。
- 「知識と技術」ともうひとつ「倫理」を加えるべき。この三者が相まって、いわゆる保育の質をつくっていく。
- 保育所の大きな役割として、保護者の方への育児の方法の提供、親の養育力を高めるといったことがあり、現代の保育所に求められていることを痛感する。
- 「子どもの生活リズムを尊重する」といったときに、子どもの健全な発育・発達を担っていくことを考慮すれば、現状の生活より子どもにとって望ましい生活リズムを前提にして考えるべきである。
- 「保育所の機能・役割」に「家庭や地域での子育て支援」を位置づけるのならば、「保育の原理」の「保育の目標」の中に当然、そのことも書き込まなければならないのではないか。
- 「子育て支援」を子どもの保育と同等に扱うかどうか、整理した上で、「保育の目標」の中に反映すべきかどうかということを検討する必要がある。
- 「保育の原理」といった場合、子どもの保育という捉えでよいのではないか。保育というのは子どもに対して使うという理解で進めてよいのではないか。
- 「入所する子どもの保護者に対する支援」は最低基準として入れてよいが、「地域における子育て支援」は法律上は努力義務になっており、同等に盛り込むかどうか議論が必要。
- 「家庭養育の補完」という言葉は今回のたたき台には使用されていない。「家庭との緊密な連携の下に」とあり、今回の新しい趣旨の一つと受け止めてよい。

- 「保育の原理」は子どもに対するものであり、保護者に対するものとして「保育指導の原理」というものを入れなければならない。保育指導の原理としては、家庭における養育との連続性、整合性に十分配慮するということと、送迎時などに家庭での様子を聞きとり、保育所の保育に生かしていくこと。このふたつを盛り込んでいく必要がある。
- 本来、そうしたことは保育をしながら両方やっているので、「保育の原理」の中に含めてもよいのではないか。
- 「保護者の事情に応じた」ということが大きくなっていることも踏まえ、先の生活リズムのことなど「発達に応じた」養育の方法を「保育指導の原理」の中できちんと伝え、なおかつそれぞれの事情に合わせてということを示すことが必要なのではないか。
- 子どもを第一義にということは大事だが、実際には保護者の事情も汲み入れつつということも落とさないでいただきたい。「保護者指導の原理」というと一方的な感じになるので、もう少し双方向的な言い方がよいのではないか。
- 保育の中には当然保護者への指導・支援ということも入ってくるが、どこでどういう形で示すのがよいか決めなければならないだろう。さらに、「保育の方法」についてもこのたたき台の示し方でよいか、前回の改定で、時代的な要請を受けて加わった4項目が入っていないことなども含め確認する必要がある。
- 前回の改定のポイントの一つであった性差、文化の違い等を含めた人権への配慮に関わる事項については、4番目の「保育所の社会的責任」の最初に「子どもの人権」という言葉で示し、その重要性を提示させていただいた。
- 「保育の方法」では、保育士そのものの業務あるいは資質の問題を盛り込まず、保育の方法に特化して内容を精査した構成になっている。
- 「保育の原理」として挙げた「保育指導の原理」を、「保育の方法」としても書き込むべきである。例えば「親の思いや意向も受け止め、より良い親子関係の構築を目指して保育指導の技術を駆使して援助していく」といった文言が必要になってくる。保育の技術についてもどのような技術があるか(①発達援助の技術、②関係構築の技術、③生活援助の技術、④環境構成の技術、⑤遊びを展開する技術)書き込んでいくことが大事なのではないか。
- たたき台にある「保育の方法」の一つ一つの文言を吟味すると、そうした技術的なことは盛り込まれていると思う。具体的には解説書に載せたらどうか。
- 保育所は保育士だけで保育していない現状も踏まえ、他の専門職も含め「保育者」とするのか、従来どおり「保育士」という表現で通すのか、検討する必要がある。
- 法令上は「保育者」という言葉は使っていない。使うのであれば、解説を含めて規定していく必要がある。

- 保育現場の現状から「保育者」という言葉を使うことも必要である。
- 「保育の環境」について、多くの箇所では触れられているが、「環境」という定義も含め明示した方がよい。
- 環境のところでは「保育室は家庭的な親しみとくつろぎの」とあるこの「家庭的」という言葉について、「保育室は家庭的」と言い切ってしまうとよいのか疑問である。
- 「家庭的な親しみ」とともに「いきいきと活動できる場」というような記載があると、両方の機能が必要になるとわかるのではないか。
- 子どもの年齢や発達によって、それぞれの保育室やその環境を工夫して保育しなければならないということだと思ふ。
- 「家庭的」という言葉は「家庭養育の補完」というところから継続してきている言葉ではないか。
- 日本の就学前の保育の場があまりにも集団的であるということがあり、できるだけ小さな集団の中で「家庭的」ということも、今の時代だからこそむしろ重要なのではないか。保育所ではかなり深刻な様々な課題を背負った子どもが生活していることも考え、環境の示し方やその表現を検討していくべきである。
- 第三者評価をどう位置づけるかについて検討を進めるべきである。最終的に告示に入れるか、詳しく解説するかはともかく、保育所の社会的責任を考えた時、自己評価、第三者評価は常に保育の質を考える上で重要である。
- 「評価」については保育所の社会的責任行使ということで今回の指針の重要なポイントである。
- 保育所の「説明責任」についての項目を一つ立てた方がよいのではないか。
- 保育士、保育所の自己研鑽について、最低基準の第7条の2、児童福祉法の第48条の3に盛り込まれていることであり、質の向上についてはしっかりと書き込んでいくことが大切である。
- 質の向上に関しては「保育の原理」にも入れ、さらに「保育所の社会的責任」にも盛り込むとよいのではないか。
- そこは「趣旨」に盛り込んでいるので、なるべく重複は避け、明確にしていきたい。
- 今回、指針に盛り込む事項と解説に記す事項とを分けて示したが、こうした作業をする上で、幼稚園教育要領の解説本がたいへん参考になるので、お手元に用意させていただいた。
- 「保育の方法」で示されている「遊びを通して総合的に保育を行う」ということに関して、「生活を通して」とせずに「遊びを通して」とするのかなど、検討を深めたい。
- 「保育の方法」に「関係機関と連携を図りながら」ということと、守秘義務など「保育者の倫理」について盛り込んでおくと、その後の章で受けやすいと思われる。
- 全体の組み立ての中で、これは前に出しておく必要があるといった判断、より明確にすべきであるといった事項などについて更に整理して、ワーキングの作業につなげていくようにする。

現行の保育所保育指針における発達過程に応じた保育の内容【ねらい】

※【 】内の表題は、事務局が便宜的に記載したもの。

発達課程区分	ね ら い
【健康・安全】	
6か月未満児	(1)保健的で安全な環境をつくり、常に体の状態を細かく観察し、疾病や異常は早く発見し、快適に生活できるようにする。
6か月から1歳3か月未満児	(1)保健的で安全な環境をつくり、体の状態を細かく観察し、疾病や異常の発見に努め、快適に生活できるようにする。
1歳3か月から2歳未満児	(1)保健的で安全な環境をつくり、体の状態を観察し、快適に生活できるようにする。
2歳児	(1)保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする。
3歳児	(1)保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする。
4歳児	(1)保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする。
5歳児	(1)保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする。
6歳児	(1)保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする。
【生命の保持と情緒の安定】	
6か月未満児	(2)一人一人の子どもの生活のリズムを重視して、食欲、睡眠、排泄などの生理的欲求を満たし、生命の保持と生活の安定を図る。 (3)一人一人の子どもの状態に応じて、スキンシップを十分にとりながら心身ともに快適な状態をつくり、情緒の安定を図る。
6か月から1歳3か月未満児	(2)一人一人の子どもの生活のリズムを重視して、食欲、睡眠、排泄などの生理的欲求を満たし、生命の保持と生活の安定を図る。 (3)一人一人の子どもの甘えなどの依存欲求を満たし、情緒の安定を図る。
1歳3か月から2歳未満児	(2)一人一人の子どもの生理的欲求や甘えなどの依存欲求を満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。
2歳児	(2)一人一人の子どもの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。
3歳児	(2)一人一人の子どもの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。
4歳児	(2)一人一人の子どもの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。
5歳児	(2)一人一人の子どもの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。
6歳児	(2)一人一人の子どもの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。
【食事】	
6か月未満児	(4)個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めて、健やかな発育・発達を促す。
6か月から1歳3か月未満児	(4)離乳を進め、様々な食品に慣れさせながら幼児食への移行を図る。
1歳3か月から2歳未満児	(3)様々な食品や調理形態に慣れ、楽しい雰囲気のもとで食べることができるようにする。
2歳児	(3)楽しんで食事、間食をとることができるようにする。
3歳児	(3)楽しんで食事や間食をとることができるようにする。
4歳児	(3)友達と一緒に食事をしたり、様々な食べ物を食べる楽しさを味わうようにする。

5歳児	(3)食事をすることの意味が分かり、楽しんで食事や間食をとるようにする。
6歳児	(3)できるだけ多くの種類の食べ物を取り、楽しんで食事や間食をとるようにする。
【適切な休息】	
6か月未満児	
6か月から1歳3か月未満児	
1歳3か月から2歳未満児	(4)一人一人の子どもの状態に応じて、睡眠など適切な休息をとるようにし、快適に過ごせるようにする。
2歳児	(4)午睡など適切に休息の機会をつくり、心身の疲れを癒して、集団生活による緊張を緩和する。
3歳児	(4)午睡など適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する。
4歳児	(4)午睡など適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する。
5歳児	(4)午睡など適切な休息をさせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する。
6歳児	(4)午睡など適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する。
【基本的な習慣、態度】	
6か月未満児	
6か月から1歳3か月未満児	
1歳3か月から2歳未満児	(5)安心できる保育士との関係の下で、食事、排泄などの活動を通して、自分でしようとする気持ちが芽生える。
2歳児	(5)安心できる保育士との関係の下で、食事、排泄などの簡単な身の回りの活動を自分でしようとする。
3歳児	(5)食事、排泄、睡眠、衣服の着脱などの生活に必要な基本的な習慣が身につくようにする。
4歳児	(5)自分でできることに喜びを持ちながら、健康、安全など生活に必要な基本的な習慣を次第に身につける。
5歳児	(5)自分でできることの範囲を広げながら、健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を身につける。 (6)安全や危険の意味やきまりが分かり、危険を避けて行動する。
6歳児	(5)体や病気について関心を持ち、健康な生活に必要な基本的な習慣や態度を身につける。 (6)安全に必要な基本的な習慣や態度を身につけ、そのわけを理解して行動する。
【運動・遊び】	
6か月未満児	(5)安全で活動しやすい環境の下で、寝返りや腹ばいなど運動的な活動を促す。
6か月から1歳3か月未満児	(5)姿勢を変えたり、移動したり様々な身体活動を十分に行えるように、安全で活動しやすい環境を整える。
1歳3か月から2歳未満児	(6)安全で活動しやすい環境の中で、自由に体を動かすことを楽しむ。
2歳児	(6)保育士と一緒に全身や手や指を使う遊びを楽しむ。
3歳児	(6)外遊びを十分にするなど、遊びの中で体を動かす楽しさを味わう。
4歳児	(6)身近な遊具や用具を使い、十分に体を動かして遊ぶことを楽しむ。
5歳児	(7)様々な遊具や用具を使い、複雑な運動や集団遊びを通して体を動かすことを楽しむ。
6歳児	(7)様々な遊具や用具を使い、複雑な運動や集団的な遊びを通して体を動かすことを楽しむ。

【人間関係】	
6か月未満児	
6か月から1歳3か月未満児	
1歳3か月から2歳未満児	(7)安心できる保育士の見守りの中で、身の回りの大人や子どもに関心を持ち関わろうとする。
2歳児	(7)身の回りに様々な人がいることを知り、徐々に友達と関わって遊ぶ楽しさを味わう。
3歳児	(7)身近な人と関わり、友達と遊ぶことを楽しむ。
4歳児	(7)保育士や友達の言うことを理解しようとする。 (8)友達とのつながりを広げ、集団で活動することを楽しむ。 (9)異年齢の子どもに関心を持ち、関わりを広める。
5歳児	(8)周りの人々に対する親しみを深め、集団の中で自己主張したり、また、人の立場を考えながら行動する。 (9)異年齢の子どもたちと遊ぶ楽しさを味わう。
6歳児	(8)進んで身近な人と関わり、信頼感や愛情を持って生活する。 (9)身近な人との関わりの中で、人の立場を理解して行動し、進んで集団での活動に参加する。 (10)進んで異年齢の子どもたちと関わり、生活や遊びなどで役割を分担する楽しさを味わう。
【環境】	
6か月未満児	(7)安心できる人的、物的環境のもとで、聞く、見る、触れるなど感覚の働きが豊かになるようにする。
6か月から1歳3か月未満児	(7)聞く、見る、触るなどの経験を通して、感覚や手や指の機能を働かそうとする。
1歳3か月から2歳未満児	(8)身の回りの様々なものを自由にいじって遊び、外界に対する好奇心や関心を持つ。
2歳児	(8)身の回りのものや親しみの持てる小動物や植物を見たり、触れたり、保育士から話を聞いたりして興味や関心を広げる。
3歳児	(8)身近な動植物や自然事象に親しみ、自然に触れ十分に遊ぶことを楽しむ。 (9)身近な社会事象に親しみ、模倣したりして遊ぶことを楽しむ。 (10)身近な環境に興味を持ち、自分から関わり、生活を広げていく。
4歳児	(10)身近な動植物に親しみ、それらに関心や愛情を持つ。 (11)身の回りの人々の生活に親しみ、身近な社会の事象に関心を持つ。 (12)身近な環境に興味を持ち、自分から関わり、身の回りの事物や数、量、形などに関心を持つ。
5歳児	(10)身近な社会や自然の環境と触れ合う中で、自分たちの生活との関係に気づき、それらを取り入れて遊ぶ。 (11)日常生活に必要な事物を見たり、扱ったりなどして、その性質や存在に興味を持ったり、数、量、形などへの関心を深める。
6歳児	(11)身近な社会や自然の環境に自ら関わり、それらと自分たちの生活との関係に気づき、生活や遊びに取り入れる。 (12)身近な事物や事象に積極的に関わり、見たり扱ったりする中で、その性質や数、量、形への関心を深める。

【言葉】	
6か月未満児	(6)笑ったり、泣いたりする子どもの状態にやさしく応え、発声に应答しながら喃語を育む。
6か月から1歳3か月未満児	(6)優しく語りかけたり、発声や喃語に应答したりして、発語の意欲を育てる。
1歳3か月から2歳未満児	(9)保育士の話しかけや、発語が促されたりすることにより、言葉を使うことを楽しむ。
2歳児	(9)保育士を仲立ちとして、生活や遊びの中で言葉のやりとりを楽しむ。
3歳児	(11)生活に必要な言葉がある程度分かり、したいこと、して欲しいことを言葉で表す。
4歳児	(13)人の話を聞いたり、自分の経験したことや思っていることを話したりして、言葉で伝える楽しさを味わう。
5歳児	(12)様々な機会や場で活発に話したり、聞いたりして、生活の中で適切に言葉を使う。
6歳児	(13)自分の経験したこと、考えたことなどを適切な言葉で表現し、相手と伝え合う楽しさを味わう。 (14)人と話し合うことや、身近な文字に関心を深め、読んだりすることの楽しさを味わう。
【言葉・表現】	
6か月未満児	
6か月から1歳3か月未満児	(8)絵本や玩具、身近な生活用具が用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心が芽生える。
1歳3か月から2歳未満児	(10)絵本、玩具などに興味を持って、それらを使った遊びを楽しむ。 (11)身近な音楽に親しみ、それに合わせた体の動きを楽しむ。
2歳児	(10)保育士と一緒に人や動物などの模倣をしたり、経験したことを思い浮かべたりして、ごっこ遊びを楽しむ。 (11)興味のあることや経験したことなどを生活や遊びの中で、保育士とともに好きなように表現する。
3歳児	(12)絵本、童話、視聴覚教材などを見たり聞いたりして、その内容や面白さを楽しむ。 (13)様々なものを見たり触れたりして、面白さ・美しさなどに気づく。 (14)感じたことや思ったことを描いたり、歌ったり、体を動かしたりして、自由に表現しようとする。
4歳児	(14)絵本、童話、視聴覚教材などを見たり聞いたりして、イメージを広げ、言葉を豊かにする。 (15)身近な事物などに関心をもち、それらの面白さ、不思議さ、美しさなどに気づく。 (16)感じたことや思ったこと、想像したことなどを様々な方法で自由に表現する。
5歳児	(13)絵本、童話、視聴覚教材などを見たり聞いたりして、その内容や面白さを楽しみ、イメージを豊かに広げる。 (14)身近な社会や自然事象への関心が高まり、様々なものの面白さ、不思議さ、美しさなどに感動する。 (15)感じたことや思ったこと、想像したことなどを自由に工夫して、表現する。
6歳児	(15)絵本や童話、視聴覚教材などを見たり、聞いたりして様々なイメージを広げるとともに、想像することの楽しさを味わう。 (16)身近な社会や自然事象への関心を深め、美しさ、やさしさ、尊さなどに対する感覚を豊かにする。 (17)感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で工夫して自由に表現する。

現行の保育所保育指針における発達過程に応じた保育の内容【内容】

< 3歳未満児 >

※ 【 】内の表題は、事務局が便宜的に記載したもの。

発達過程区分	内 容
【健康状態等の把握】	
6か月未満児	(1)一人一人の子どもの健康状態を把握し、異常のある場合は適切に対応する。 (2)一人一人の子どもの心身の発育や発達の状態を的確に把握する。
6か月から1歳3か月未満児	(1)一人一人の子どもの健康状態を把握し、異常のある場合は適切に対応する。 (2)一人一人の子どもの心身の発育や発達の状態を的確に把握する。
1歳3か月から2歳未満児	(1)一人一人の子どもの健康状態を把握し、異常のある場合は適切に対応する。 (2)一人一人の子どもの心身の発育・発達の状態を的確に把握する。
2歳児	(1)一人一人の子どもの健康状態や発育・発達状態を把握し、異常のある場合は適切に対応する。
【身の回りの清潔・安全】	
6か月未満児	(3)体、衣服、身の回りにあるものを、常に清潔な状態にしておく。
6か月から1歳3か月未満児	(3)体、衣服、身の回りにあるものを、常に清潔な状態にしておく。
1歳3か月から2歳未満児	(3)体、衣服、身の回りにあるものを、常に清潔な状態にしておく。
2歳児	(2)生活環境を常に清潔な状態に保つとともに、身の回りの清潔や安全の習慣が少しずつ身につくようにする。
【子どもとの関わり（受容・信頼関係）】	
6か月未満児	(4)一人一人の子どもの生理的欲求を十分に満たし、保育士の愛情豊かな受容的な関わりにより、気持ちのよい生活ができるようにする。
6か月から1歳3か月未満児	(4)一人一人の子どもの生理的欲求を十分に満たし、保育士の愛情豊かな受容により気持ちのよい生活ができるようにする。
1歳3か月から2歳未満児	(4)一人一人の子どもの気持ちを理解し、受容することにより、子どもとの信頼関係を深め、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
2歳児	(3)一人一人の子どもの気持ちを理解し、受容することにより、子どもとの信頼関係を深め、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
【食事】	
6か月未満児	(5)授乳は、抱いて微笑みかけたり、優しく言葉をかけたりしながら、ゆったりとした気持ちで行う。 (6)ミルク以外の味やスプーンから飲むことに慣れるようにし、嘱託医などと相談して一人一人の子どもの状態に応じて離乳を開始する。
6か月から1歳3か月未満児	(5)楽しい雰囲気の中で、喜んで食事ができるようにし、嘱託医などと相談して離乳を進めながら、次第に幼児食に移行させる。
1歳3か月から2歳未満児	(5)楽しい雰囲気の中で、昼食や間食が食べられるようにする。 (6)スプーン、フォークを使って一人で食べようとする気持ちを持つようにする。
2歳児	(4)楽しい雰囲気の中で、自分で食事をしようとする気持ちを持たせ、嫌いなものでも少しずつ食べられるようにする。また、食事の後、保育士の手助けによって、うがいなどを行うようにする。

【睡眠】	
6か月未満児	(7)一人一人の子どもの生活のリズムを大切にしながら、安心してよく眠れるように環境を整える。
6か月から1歳3か月未満児	(6)一人一人の子どもの生活のリズムを大切にしながら、眠いときは安心して十分に眠ることができるようにする。
1歳3か月から2歳未満児	(7)一人一人の子どもの生活のリズムを大切にしながら、安心して午睡などをし、適切な休息ができるようにする。
2歳児	(5)落ち着いた雰囲気の中で十分に眠る。
【排泄】	
6か月未満児	(8)おむつが汚れたら、優しく言葉をかけながらこまめに取り替え、きれいになった心地よさを感じることができるようにする。
6か月から1歳3か月未満児	(7)一人一人の子どもの排尿間隔を把握しながら、おむつが汚れたら、優しく言葉をかけながらこまめに取り替え、きれいになった心地よさを感じることができるようにする。
1歳3か月から2歳未満児	(8)おむつやパンツが汚れたら、優しく言葉をかけながら取り替え、きれいになった心地よさを感じることができるようにする。 (9)一人一人の子どもの排尿間隔を知り、おむつが汚れていないときに便器に座らせ、うまく排尿できたときはほめることなどを繰り返し、便器での排泄に慣れるようにする。
2歳児	(6)自分から、あるいは言葉をかけてもらうなどして便所に行き、保育士が見守る中で自分で排泄する。
【健康増進】	
6か月未満児	(9)一人一人の子どもの状態に応じて、嘱託医などと相談して、積極的に健康増進を図る。
6か月から1歳3か月未満児	(8)一人一人の子どもの状態に応じて、嘱託医などと相談して、積極的に健康増進を図る。
1歳3か月から2歳未満児	
2歳児	
【衣服の調節・着脱】	
6か月未満児	(10)室内外の温度、湿度に留意し、子どもの健康状態に合わせて衣服の調節をする。
6か月から1歳3か月未満児	(9)室内外の温度、湿度に留意し、子どもの健康状態に合わせて衣服の調節をする。
1歳3か月から2歳未満児	(10)室内外の温度、湿度に留意し、子どもの状態に合わせて衣服の調節をする。 (11)保育士の優しい言葉かけと援助で、衣服の着脱に興味を持つようにする。
2歳児	(7)簡単な衣服は一人で脱ぐことができるようになり、手伝ってもらいながら一人で着るようになる。
【清潔に関する基本的な習慣】	
6か月未満児	(11)授乳、食事の前後や汚れたときは、優しく言葉をかけながら顔や手を拭く。
6か月から1歳3か月未満児	(10)食事の前後や汚れたときは、顔や手を拭いて、清潔になることの快さを喜ぶようにする。
1歳3か月から2歳未満児	(12)食事の前後や汚れたときは顔や手を拭いて、きれいになった快さを感じることができるようにする。
2歳児	(8)顔を拭く、手を洗う、鼻を拭くなどを保育士の手を借りながら少しずつ自分でする。

【運動・遊び等】	
6か月未満児	<p>(12) 立位で抱かれたり、屈伸、腹ばいなど体位を変えてもらって遊びを楽しむ。</p> <p>(13) 子どもに優しく語りかけをしたり、歌いかけたり、泣き声や喃語に答えながら、保育士との関わりを楽しいものにする。</p> <p>(14) 優しく言葉をかけてもらいながら、聞いたり、見たり、触ったりできる玩具などで遊びを楽しむ。</p>
6か月から1歳3か月未満児	<p>(11) 寝返り、はいはい、お座り、伝い歩き、立つ、歩くなどそれぞれの状態に合った活動を十分に行う。</p> <p>(12) つまむ、たたく、ひっぱるなど手や指を使って遊ぶ。</p> <p>(13) 喃語や片言を優しく受け止めてもらい、発語や保育士とのやりとりを楽しむ。</p> <p>(14) 生活や遊びの中での保育士のすることに興味を持ったり、模倣したりすることを楽しむ。</p> <p>(15) 保育士の歌を楽しんで聞いたり、歌やリズムに合わせて手足や体を動かして楽しむ。</p> <p>(16) 保育士と一緒にきれいな色彩のものや身近なものの絵本を見る。</p> <p>(17) 保育士に見守られて、玩具や身の回りのもので一人遊びを十分に楽しむ。</p>
1歳3か月から2歳未満児	<p>(13) 登る、降りる、跳ぶ、くぐる、押す、引っ張るなどの運動を取り入れた遊びや、いじる、たたく、つまむ、転がすなど手や指を使う遊びを楽しむ。</p> <p>(14) 保育士に見守られ、外遊び、一人遊びを十分に楽しむ。</p> <p>(15) 好きな玩具や遊具、自然物に自分から関わり、十分に遊ぶ。</p> <p>(16) 保育士の話しかけを喜んだり、自分から片言でしゃべることを楽しむ。</p> <p>(17) 興味ある絵本を保育士と一緒に見ながら、簡単な言葉の繰り返しや模倣をしたりして遊ぶ。</p> <p>(18) 保育士と一緒に歌ったり簡単な手遊びをしたり、また、体を動かしたりして遊ぶ。</p>
2歳児	<p>(9) 走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど全身を使う運動を取り入れた遊びや、つまむ、丸める、めくるなどの手や指を使う遊びを楽しむ。</p> <p>(10) 自分の物、人の物の区別に気づくようになる。保育士の適切な援助によって自分の物の置き場所が分かる。</p> <p>(11) 保育士の仲立ちによって、共同の遊具などを使って遊ぶ。</p> <p>(12) 身の回りの小動物、植物、事物などに触れ、それらに興味、好奇心を持ち、探索や模倣などをして遊ぶ。</p> <p>(13) 生活に必要な簡単な言葉を聞き分け、また、様々な出来事に関心を示し、言葉で表す。</p> <p>(14) 保育士と一緒に簡単なごっこ遊びをする中で言葉のやりとりを楽しむ。</p> <p>(15) 絵本や紙芝居を楽しんで見たり聞いたりし、繰り返しのある言葉の模倣を楽しむ。</p> <p>(16) 保育士と一緒に、水、砂、土、紙などの素材に触れて楽しむ。</p> <p>(17) 保育士と一緒に歌ったり簡単な手遊びをしたり、リズムに合わせて、体を動かしたりして遊ぶ。</p>

現行の保育所保育指針における発達過程に応じた保育の内容【内容】

< 3歳以上児（5領域別） >

発達過程区分		内 容
健	3歳児	(1)楽しい雰囲気の中で、様々な食べ物を進んで食べようとする。
	4歳児	(1)食べ慣れないものや嫌いなものでも少しずつ食べようとする。
	5歳児	(1)体と食物の関係に関心を持つ。
	6歳児	(1)体と食物との関係について関心を持つ。
康	3歳児	(2)便所には適宜一人で行き、排尿、排便を自分でする。
	4歳児	(2)排泄やその後の始末などは、ほとんど自分でする。
	5歳児	(2)排泄の後始末を上手にする。
	6歳児	(2)自分の排泄の後始末だけでなく、人に迷惑をかけないように便所の使い方が上手になる。
	3歳児	(3)保育士に寄り添ってもらいながら、午睡などの休息を十分にとる。
	4歳児	(3)嫌がるときもあるが、保育士が言葉をかけることなどにより午睡や休息をする。
	5歳児	(3)午睡や休息を自分から進んでする。
	6歳児	(3)休息するわけが分かり、運動や食事の後は静かに休む。
	3歳児	(4)保育士の手助けを受けながら、衣服を自分で着脱する。
	4歳児	(4)衣服などの着脱を順序よくしたり、そのときの気候や活動に合わせて適宜調節をする。
	5歳児	(4)自分で衣服を着脱し、必要に応じて衣服を調節する。
	6歳児	(4)自分で衣服を着脱し、必要に応じて調節する。
3歳児	(5)保育士の手助けにより、自分で手洗いや鼻をかむなどして清潔を保つ。	
4歳児	(5)自分で鼻をかんだり、顔や手を洗うなど、体を清潔にする。	
5歳児	(5)うがい、手洗いの意味が分かり、体や身の回りを清潔にする。	
6歳児	(5)清潔にしておくことが、病気の予防と関係があることが分かり、体や衣服、持ち物などを清潔にする。	

健	3歳児	(6)体の異常を、少しは自分から訴える。
	4歳児	(6)体の異常について、自分から保育士に訴える。
	5歳児	(6)体の異常について、自分から保育士に訴える。
	6歳児	(6)自分や友達の体の異常について、保育士に知らせる。
	3歳児	(7)危ない場所に近づくことが少なくなり、危険な遊びに気づく。
	4歳児	(7)危険なものや場所について分かり、遊具、用具などの使い方に気をつけて遊ぶ。
	5歳児	(7)危険なものに近寄ったり、危険な場所で遊ばないなど、安全に気をつけて遊ぶ。
	6歳児	(7)生活の中で、危険を招く事態が分かり、気をつけて行動する。
康	3歳児	(8)外で十分に体を動かしたり、様々な遊具や用具などを使った運動や遊びを楽しむ。
	4歳児	(8)進んで外で体を十分に動かして遊ぶ。 (9)遊具、用具や自然物を使い、様々な動きを組み合わせる積極的に遊ぶ。
	5歳児	(8)積極的に外で遊ぶ。 (9)様々な運動器具に進んで取り組み、工夫して遊ぶ。 (10)友達と一緒に様々な運動や遊びをする。
	6歳児	(8)積極的に外で様々な運動をする。 (9)様々な運動器具や遊具を使い、友達と一緒に工夫して、遊びを発展させる。 (10)自分の目標に向かって努力し、積極的に様々な運動をする。

	発達過程区分	内 容
人間関係	3歳児	(1) 保育士に様々な欲求を受け止めてもらい、保育士に親しみを持ち安心感を持って生活する。
	4歳児	(1) 保育士や友達などとの安定した関係の中で、いきいきと遊ぶ。
	5歳児	(1) 保育士や友達などとの安定した関係の中で、意欲的に遊ぶ。
	6歳児	(1) 保育士や友達などとの安定した関係の中で、意欲的に生活や遊びを楽しむ。
	3歳児	(2) 友達とごっこ遊びなどを楽しむ。 (3) 遊具や用具などを貸したり借りたり、順番を待ったり交代したりする。 (4) 簡単なきまりを守る。 (5) 保育士の手伝いをするのを喜ぶ。 (6) 遊んだ後の片づけをするようになる。
	4歳児	(2) 自分のしたいと思うこと、してほしいことをはっきり言うようになる。 (3) 友達と生活する中で、きまりの大切さに気づき、守ろうとする。 (4) 保育士の言うことや友達の考えていることを理解して行動する。 (5) 身の回りの人に、いたわりや思いやりの気持ちを持つ。 (6) 手伝ったり、人に親切にすることや、親切にされることを喜ぶ。 (7) 他人に迷惑をかけたら謝る。 (8) 共同のものを大切にし、譲り合って使う。
	5歳児	(2) 簡単なきまりをつくり出したりして、友達と一緒に遊びを発展させる。 (3) 自分の意見を主張するが、相手の意見も受け入れる。 (4) 友達と一緒に食事をし、食事の仕方が身に付く。 (5) 友達への親しみを広げ、深め、自分たちでつくったきまりを守る。 (6) 友達への思いやりを深め、一緒に喜んだり悲しんだりする。 (7) 人に迷惑をかけないように人の立場を考えて行動しようとする。 (8) 共同の遊具や用具を譲り合って使う。
	6歳児	(2) 集団遊びの楽しさが分かり、きまりを作ったり、それを守ったりして遊ぶ。 (3) 進んで自分の希望や意見、立場を主張したり、一方で相手の意見を受け入れたりする。 (4) 友達との生活や遊びの中できまりがあることの大切さに気づく。 (5) 自分で目標を決め、それに向かって友達と協力してやり遂げようとする。 (6) 友達との関わりの中でよいことや悪いことがあることが分かり、判断して行動する。 (7) 共同の遊具や用具を大切にし、譲り合って使う。
	3歳児	(7) 年上の友達と遊んでもらったり、模倣して遊んだりする。 (8) 地域の人と触れ合うことを喜ぶ。
	4歳児	(9) 年下の子どもに親しみを持ったり、年上の子どもとも積極的に遊ぶ。 (10) 地域のお年寄りなど身近な人の話を聞いたり、話しかけたりする。 (11) 外国の人など、自分とは異なる文化を持った人の存在に気づく。
	5歳児	(9) 異年齢の子どもとの関わりを深め、思いやりやいたわりの気持ちを持つ。 (10) 地域のお年寄りなど身近な人に感謝の気持ちを持つ。 (11) 外国の人など自分とは異なる文化を持った様々な人に関心を持つようになる。
	6歳児	(8) 自分より年齢の低い子どもに、自ら進んで声かけをして誘い、いたわって遊ぶ。 (9) 外国の人など自分とは異なる文化をもった様々な人に関心を持ち、知ろうとするようになる。

発達過程区分		内 容
環	3歳児	(1)身近な動植物をはじめ自然事象をよく見たり、触れたりなどして驚き、親しみを持つ。
	4歳児	(1)身近な動植物の世話を楽しんで行い、愛情を持つ。
	5歳児	(1)身近な動植物に関心を持ち、いたわり、世話をする。
	6歳児	(1)身近な動植物に親しみ、いたわったり、進んで世話をしたりする。
境	3歳児	(2)身近な人々の生活を取り入れたごっこ遊びを楽しむ。 (3)自分のものと人のものとの区別を知り、共同のものとの区別にも気づく。 (5)様々な用具、材料に触れ、それを使って遊びを楽しむ。 (4)身近な事物に関心を持ち、触れたり、集めたり、並べたりして遊ぶ。
	4歳児	(2)自然や身近な事物・事象に触れ、興味や関心を深める。 (3)身近にある公共施設に親しみ、関わることを喜ぶ。 (4)身近にある乗り物に興味や関心を示し、それらを遊びに取り入れようとする。 (5)自分のもの、人のものを知り、共同のものとの区別に気づき、大切にしようとする。 (6)身近な大人の仕事や生活に興味を持ったたり、それらを取り入れたりして遊ぶ。 (7)身近にある用具、器具などに関心を持ち、いじったり、試したりする。
	5歳児	(2)自然事象が持つ、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気づく。 (3)身近な公共施設や交通機関などに興味や関心を持つ。 (4)近隣の生活に興味や関心を持ち、人々が様々な営みをしていることに気づく。 (5)身近にいる大人が仕事をしている姿を見て、自らも進んで手伝いなどをしようとする。 (6)自然や身近な事物・事象に関心を持ち、それを遊びに取り入れ、作ったり、工夫したりする。 (7)身近な用具、器具などに興味を持ち、その仕組みや性質に関心を持つ。 (8)身近な物を大切に扱い、自分の持ち物を整頓する。 (9)生活の中で物を集めたり、分けたり、整理したりする。
	6歳児	(2)自然事象の性質や変化、大きさ、美しさ、不思議さなどに関心を深める。 (3)身近な公共施設などの役割に興味や関心を持つ。 (4)保育所や地域でみんなが使うものを大切にする。 (5)大人が仕事をするの意味が分かり、工夫して手伝いなどをできるようになる。 (6)季節により人間の生活に変化のあることに気づく。 (7)季節により自然に変化があることが分かり、それについて理解する。 (8)自然や身近な事物・事象に関心を持ち、それらを取り入れて遊ぶ。 (9)日常生活に必要な用具、器具などに興味や関心を持ち、安全に扱う。 (10)身近にある事物の働きや仕組み、性質に興味や関心を持ち、考えたり、試したり、工夫したりして使おうとする。 (11)身近なものを整頓する。

環 境	3 歳児	(6)生活や遊びの中で、身の回りの物の色、数、量、形などに興味を持ち、違いに気づく。	
	4 歳児	(8)具体的な物を通して、数や量などに関心を持ち、簡単な数の範囲で数えたり比べたりすることを楽しむ。 (9)身の回りの物の色、形などに興味を持ち、分けたり、集めたりして遊ぶ。	
	5 歳児	(10)簡単な数の範囲で、物を数えたり、比べたり、順番を言ったりする。 (11)生活の中で、前後、左右、遠近などの位置の違いや時刻、時間などに関心や興味を持つ。	
	6 歳児	(12)日常生活の中で簡単な数を数えたり、順番を理解する。 (13)日常生活の中で数や量の多少は、形に関わりがないことを理解する。 (14)身近にある標識や文字、記号などに関心を示す。 (15)身の回りの物には形や位置などがあることに関心を持つ。 (16)生活や遊びの中で時刻、時間などに関心を持つ。	
	3 歳児	(7)保育所の行事に参加して、喜んだり楽しんだりする。	
	4 歳児	(10)保育所内外の行事に楽しんで参加する。	
	5 歳児	(12)保育所内外の行事に喜んで参加する。 (13)祝祭日などに関心を持ち生活に取り入れて遊ぶ。	
	6 歳児	(17)保育所内外の行事に進んで参加し、自分なりの役割を果たす。 (18)祝祭日などに関心を持ち生活に取り入れて遊ぶ。	

	発達過程区分	内 容
言	3歳児	(1) あいさつや返事など生活や遊びに必要な言葉を使う。
	4歳児	(1) 日常生活に必要なあいさつをする。
	5歳児	(1) 親しみを持って日常のあいさつをする。
	6歳児	(1) 日常のあいさつ、伝言、質問、応答、報告が上手になる。
業	3歳児	(2) 自分の思ったことや感じたことを言葉に表し、保育士や友達と言葉のやりとりを楽しむ。 (3) 保育士にして欲しいこと、困ったことを言葉で訴える。 (4) 保育士に、いろいろな場面で、なぜ、どうして、などの質問をする。 (5) 興味を持った言葉を、面白がって聞いたり言ったりする。 (7) ごっこ遊びの中で、日常生活での言葉を楽しんで使う。
	4歳児	(2) 話しかけられたり、問いかけられたりしたら、自分なりに言葉で返事をする。 (3) 身の回りの出来事に関する話に興味を持つ。 (4) 友達との会話を楽しむ。 (5) 見たことや聞いたことを話したり、疑問に思ったことを尋ねる。 (6) 保育士の話を親しみを持って聞いたり、保育士と話したりして、様々な言葉に興味を持つ。
	5歳児	(2) 話しかけや問いかけに対し適切に応答する。 (3) 身近な事物や事象などについて話したり、名前や日常生活に必要な言葉を使う。 (4) 人の話を注意して聞き、相手にも分かるように話す。 (5) 考えたこと経験したことを保育士や友達に話して会話を楽しむ。
	6歳児	(2) 身近な事物や事象について話したり、日常生活に必要な言葉を適切に使う。 (3) みんなで共通の話題について話し合うことを楽しむ。 (4) 話し相手や場面の違いにより、使う言葉や話し方が違うことに気づく。 (5) 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
	3歳児	(6) 絵本や童話などの内容が分かり、イメージを持って楽しんで聞く。
	4歳児	(7) 絵本や童話などを読み聞かせてもらい、イメージを広げる。
	5歳児	(6) 童話や詩などを聞いたり、自ら表現したりして、言葉の面白さや美しさに興味を持つ。 (7) 絵本、童話などに親しみ、その面白さが分かって、想像して楽しむ。 (8) 生活に必要な簡単な文字や記号などに関心を持つ。
	6歳児	(6) 童話や詩などの中での言葉の面白さ、美しさに気づき、自ら使って楽しむ。 (7) 絵本や物語などに親しみ、内容に興味を持ち、様々な想像して楽しむ。 (8) 身近にある文字や記号などに興味や関心を持ち、それを使おうとする。

	発達過程区分	内 容
表	3歳児	(1)身の回りの様々なものの音、色、形、手ざわり、動きなどに気づく。
	4歳児	(1)様々なものの音、色、形、手ざわり、動きなどに気づき、驚いたり感動したりする。
	5歳児	(1)様々な音、形、色、手ざわり、動きなどを周りのものの中で気づいたり見つけたりして楽しむ。
	6歳児	(1)様々な音、形、色、手ざわり、動きなどに気づき、感動したこと、発見したことなどを創造的に表現する。
	3歳児	(2)音楽に親しみ、聞いたり、歌ったり、体を動かしたり、簡単なリズム楽器を鳴らしたりして楽しむ。
	4歳児	(2)友達と一緒に音楽を聴いたり、歌ったり、体を動かしたり、楽器を鳴らしたりして楽しむ。
	5歳児	(2)音楽に親しみ、みんなと一緒に聴いたり、歌ったり、踊ったり、楽器を弾いたりして、音色の美しさやリズムの楽しさを味わう。
	6歳児	(2)音楽に親しみ、みんなと一緒に聴いたり、歌ったり、踊ったり、楽器を弾いたりして、音色やリズムの楽しさを味わう。
現	3歳児	(3)様々な素材や用具を使って、好きなように描いたり、扱ったり、形を作ったりして遊ぶ。 (4)動物や乗り物などの動きを模倣して、体で表現する。 (5)絵本や童話などに親しみ、興味を持ったことを保育士と一緒に言ったり、歌ったりなど様々に表現して遊ぶ。
	4歳児	(3)感じたこと、思ったことや想像したことなどを様々な素材や用具を使って自由に描いたり、作ったりすることを楽しむ。 (4)童話、絵本、視聴覚教材などを見たり、聞いたりしてイメージを広げ、描いたり、作ったり様々に表現して遊ぶ。 (5)作ったものを用いて遊んだり、保育士や友達と一緒に身の回りを美しく飾って楽しむ。 (6)身近な生活経験をごっこ遊びに取り入れて遊ぶ楽しさを味わう。
	5歳児	(3)様々な素材や用具を利用して描いたり、作ったりすることを工夫して楽しむ。 (4)身近な生活に使う簡単なものや様々な遊びに使うものを工夫して作る。 (5)友達と一緒に描いたり、作ったりすることや身の回りを美しく飾ることを楽しむ。 (6)自分の想像したものを体の動きや言葉などで表現したり、興味を持った話や出来事を演じたりして楽しむ。
	6歳児	(3)様々な素材や用具を適切に使い、経験したり、想像したことを、創造的に描いたり、作ったりする。 (4)身近な生活に使う簡単や物や、遊びに使う物を工夫して作って楽しむ。 (5)協力し合って、友達と一緒に描いたり、作ったりすることを楽しむ。 (6)感じたこと、想像したことを、言葉や体、音楽、造形などで自由な方法で、様々な表現を楽しむ。 (7)自分や友達の表現したものを互いに聞かせ合ったり、見せ合ったりして楽しむ。 (8)身近にある美しいものを見て、身の回りを美しくしようとする気持ちを持つ。

子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の
幼児教育の在り方について(中教審答申)

平成17年1月28日

第1章 子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の方向性

<幼児教育の
意義・役割>

- 幼児教育→・生涯にわたる人間形成の基礎を育む役割
・学校教育のはじまりとして「生きる力」の基礎を育成する役割
- 幼児教育とは→小学校就学前の幼児に対する家庭・地域社会・幼稚園等施設において行われる教育の総称

幼児教育は重要

これまでの取組：量的拡大，教育要領改訂等質的向上，
「幼児教育振興プログラム」の推進等

<幼児教育の今日的課題>

(しながら) 近年の子どもの育ちが何かおかしい。【 今日的課題 】

子どもの育ちの変化

- 基本的な生活習慣の欠如
- コミュニケーション能力の不足
- 自制心や規範意識の不足
- 運動能力の低下
- 小学校生活への不適応
- 学びに対する意欲・関心の低下 等

<その背景>

我が国の社会の急激な変化等に伴う教育力の低下

- 少子化，核家族化，都市化，情報化等の経済社会の急激な変化
- 人間関係の希薄化，地域における地縁的なつながりの希薄化，大人優先の社会風潮など

地域社会の教育力の低下

- 子どもどうして遊び，葛藤しながら成長する体験の機会の減少
- 身近な自然や遊び場の減少
- 近隣の大人の無関心

(影響)

家庭の教育力の低下

- 子育ての孤立化による (親の) 育児不安や情緒不安定
- 子育てに夢を抱きづらい状況・意識
- 過重な労働等の子育てへの影響

(影響)

幼稚園教員等の今日的課題

- 家庭や地域社会の教育力の低下等の課題に対応するため，資質・専門性を高める必要
 - 一方で，教員等自身の成長過程における多様な体験の不足
- ⇒ 保育を構想し実践する能力，保護者等との良好な関係を構築する能力が不足する傾向

家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者の対応が不十分

将来にわたる子どもの健やかな成長への危機感

対応の必要

<今後の幼児教育の方向性>

- 1 家庭・地域社会・幼稚園等施設による総合的な幼児教育の推進
- 2 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

第2章 幼児教育の充実のための具体的方策

<二つの方向性>

I

家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進

II

幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

<三つの課題>

1 幼稚園等施設の教育機能の強化・拡大

2 家庭や地域社会の教育力の再生・向上

3 幼児教育を支える基盤等の強化

<七つの重点施策>

①すべての幼児に対する幼児教育の機会の提供

②発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

③幼稚園教員の資質及び専門性の向上

④幼稚園等施設による家庭や地域社会の教育力の再生・向上

⑤生涯学習振興施策や働き方の見直し等による家庭や地域社会の教育力の再生・向上

⑥地域の人材等の積極的活用

⑦幼稚園等施設を地域社会で支える基盤等の充実・強化

<具体的施策>

- (1) 幼児教育の機会の拡大
- (2) 幼児教育振興プログラムの着実な推進と検証等
- (3) 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画への位置付け

- (1) 小学校教育との連携・接続の強化・改善
 - ・ 教育内容における接続の改善
 - ・ 人事交流等の推進, 奨励
 - ・ 「幼小連携推進校」の奨励, 幼小一貫教育の検討
- (2) 3歳未満の幼児の幼稚園への接続の扱い

- (1) 幼稚園教員の養成・採用・研修等の改善
- (2) 上級免許状の取得促進, 所有者の配置拡大

- (1) 子育て支援の在り方
 - ・ 幼稚園等施設における子育て支援の推進等
 - ・ 地域社会との双方向ネットワークの構築
- (2) 幼稚園における預かり保育の明確化

- (1) 生涯学習振興施策等の推進
- (2) 企業における働き方の見直し等

- (1) 幼稚園等施設における地域の人材等の活用
- (2) 幼児教育にかかわる地域の人材等の育成

- (1) 自己評価・外部評価と情報提供等の推進
- (2) 幼児教育を支援する拠点機能(センター機能)の整備
- (3) 幼児の状況等に関する国及び地方を通じた実証的な調査研究の推進
- (4) 幼児教育を推進しやすい行政体制作り

改正前後の教育基本法の主な比較

(※下線部・枠囲いは主な変更箇所)

<p>改正後の教育基本法 (平成18年法律第120号)</p>	<p>改正前の教育基本法 (昭和22年法律第25号)</p>
<p>前文 (略)</p> <p>第一章 教育の目的及び理念</p> <p>(教育の目的)</p> <p>第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p> <p>(教育の目標)</p> <p>第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。</p> <p>二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</p>	<p>前文 (略)</p> <p>第一条 (教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p> <p>第二条 (教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。</p>

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第二章 教育の実施に関する基本

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

「(教員) 第九条」として独立

第六条 (学校教育) 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

(新設)

2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行

に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(新設)

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(新設)

◎学校教育法等の一部を改正する法律案（抄）【幼稚園に関する主な規定】

（傍線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第一章 総則</p> <p>第一条 この法律で、学校とは、<u>幼稚園</u>、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p> <p>第三章 幼稚園</p> <p>第二十二条 <u>幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。</u></p> <p>第二十三条 <u>幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するために、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</u></p> <p>一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。</p> <p>二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自立及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び<u>幼稚園</u>とする。</p> <p>【参考（現行学校教育法）】（以下、削除）</p> <p>第七章 幼稚園</p> <p>第七十七条 <u>幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。</u></p> <p>第七十八条 <u>幼稚園は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。</u></p> <p>一 健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。</p> <p>二 園内において、<u>集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。</u></p>

三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性を表現力の芽生えを養うこと。

第二十四条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二條及び第二十三條の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第二十七条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

② 幼稚園には、前項に規定するもののほか、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

三 身の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。

四 言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。

五 音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。

第七十九条 幼稚園の保育内容に関する事項は、前二條の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

第八十条 幼稚園の保育内容に関する事項は、前二條の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

第八十一条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

② 幼稚園には、前項のほか、養護教諭、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

③ 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

④ 教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

⑤ 教諭は、幼児の保育をつかさどる。

⑥ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

第二十八条 第三十七条第五項及び第七項から第十二項まで並びに第四十二條から第四十四條までの規定は、幼稚園に準用する。

③ 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

④ 教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

⑤ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

⑥ 教諭は、幼児の保育をつかさどる。

第八十二条 第二十八条第五項、第七項、第八項及び第十項から第十二項まで並びに第三十四条の規定は、幼稚園に、これを準用する。

幼稚園教育の現状と課題、改善の方向性（検討素案）

【現状と課題】

1. 現状

- 幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、幼児の主体的な活動としての遊びを中心とした生活を通して、一人一人に応じた総合的な指導を行うこととしている。また、集団生活の中で豊かな体験を得させ、好奇心や創造的な思考、健康な心と体を育て、道徳性の芽生えを培うことなど、生きる力の基礎を育成する。
- 教育内容については、幼稚園修了までに幼児に育つことが期待される心情、意欲、態度などを「ねらい」として示し、その「ねらい」を達成するために幼児が経験し、教師が指導する事項を「内容」として示している。この「ねらい」と「内容」は、幼児の発達の側面から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域にまとめ、15の「ねらい」と50の「内容」で示している。
- 指導計画作成上の留意事項において、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行うことなどを示している。

2. 課題

- 少子化、核家族化、情報化等により幼児を取り巻く様々な環境の変化、家庭・地域社会の教育力の低下が指摘されている。家庭・地域社会・幼稚園が総合的に幼児教育を提供することが必要であり、その成果を小学校に引き継ぐために、幼稚園教育の充実を図ることを明確に示す必要がある。
- 発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な移行を図るために、幼稚園教育と小学校教育の具体的な連携方策を示し、教育課程上の改善を図る必要がある。
- 幼児によっては、運動能力の低下、消極的な姿勢、言語表現能力や集団とのかかわりの中で自己発揮する力が不十分、様々な体験の不足などがあることが指摘されている。
- 幼稚園における子育て支援や保護者の要請により行う教育課程外の教育活動(預かり保育)については、単に親の育児の肩代わりになってしまうことを懸念する声もあることから、その意義などを明確に示す必要がある。

【改善の方向性】

1. 子どもの変化、社会の変化に対応した教育課程の改善

○幼稚園は、学校教育の始まりとして、生涯にわたる人間形成の基礎を培うという役割を担うために、幼稚園教育の充実を図り、発達や学びの連続性を確保して小学校に引き継ぐ必要がある。このため、幼稚園教育は、計画的な環境のもとで幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活を通して、幼児が様々な経験を積み重ねていくことが、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることを、幼稚園教育要領の総則の中に明確に示してはどうか。

○幼稚園と家庭・地域社会の三者がそれぞれの教育機能を発揮し、総合的に幼児教育を提供することが必要であることから、幼稚園は家庭・地域社会との連携を一層図り、一人一人の発達を促すために環境等をつくっていくことが重要であると示してはどうか。

例えば、

日常の教育活動においては、家庭における基本的な生活習慣の形成を踏まえて一層の自立を促していくこと、戸外での遊びを積極的に行うこと、食を通じて心身の健康を増進することなどが考えられるがどうか。

2. 生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実

(1) ねらい及び内容の改善

○ 幼児期にふさわしい生活を通して、一人一人の幼児の発達を確かなものにするために、家庭での成長を考慮し、入園から修了までに幼児が経験し、育つことが期待される内容を示すこととしてはどうか。また、各領域の内容が総合的に指導されるものであることを一層明確にすることとしてはどうか。

例えば、

- ・ 領域「健康」については、幼児が遊びの中で意欲をもって取り組むことと、仲間と一緒に工夫しながら、体を動かす楽しさを十分に味わうことを示す。
- ・ 領域「人間関係」については、自分や友達の良さに気付くことと、協同することの大切さを示す。
- ・ 領域「表現」については、結果をとらえるだけではなく、表現の過程を大切にすること、自分なりに表現して楽しむことと仲間と一緒に表現して楽しむことを示す。 など

○ 幼児期は、身体表現に頼る伝え合いから主に言語表現による伝え合いへと変化していく時期にあたることから、話すこと、聞くことを中心に友達と伝え合うことや、みんなで話し合うことの楽しさや、聞こうとする意欲や態度を育てる指導の充実を図ることとしてはどうか、また、生活の中で使われている言葉の機能を示すこととしてはどうか。

例えば、

- ・ 言葉の獲得の仕方は一人一人異なり、個人差が大きいことから、入園当初の配慮も含めて、身体による表現も大切にしながら、言葉による表現へと指導すること。
- ・ 人間関係の広がりに応じて、感動や体験の機会を生かして話したり、相手の話に関心をもって聞いたりすること。
- ・ 領域「言葉」において、物事の仕組みなどについて考えたことを言葉に表すこと、言葉の豊かさや話し合う楽しさを知ること、言葉によって振り返ることなどの言葉の教育的機能を示すこと。 など

○日常生活の中で、一人一人の幼児が主体的に人やものにかかわり、様々な意味のある体験をすることができるように、体験の多様性と関連性に配慮することとしてはどうか。

例えば、

- ・幼児が園内外の環境にかかわる中で、いくつかの体験が結びつき、新たな体験につながるようにすること。
- ・家庭や地域社会と連携を図りながら自然体験、社会体験を豊かにすること。
- ・幼児の生活と結びついた体験となるように、もの、人、場とのかかわり方の工夫が重要であること。
- ・安全への配慮や方策について示す必要があること。 など

(2) 小学校教育との連携の推進

○発達や学びの連続性を確保する観点から、幼稚園では、集団生活の中で自発性や主体性等を育てるとともに、環境との出会いや人間関係の深まりに沿って、幼児同士が共通の目的を生み出し、協力し、工夫して実現していくという協同する経験を重ねることが重要であることとしてはどうか。

○幼稚園教育において小学校以降の生活や学習の基盤を培い、それが長期的に生かされていくように円滑な接続に配慮することとしてはどうか。そのために、教育課程上の改善について双方が明示してはどうか。

例えば、

- ・幼稚園における興味や関心に沿った活動の中で学んでいることや育っていることが、成長の過程の中で後々、小学校における生活や、生活科をはじめとする教科等の学習へと発展していくような見通しに配慮してはどうか。
- ・小学校教育と連携して、幼児と児童の交流や教師の研修等による相互理解などを図ることが考えられるがどうか。

3. 幼稚園における子育て支援及び預かり保育の望ましい在り方

○ 幼稚園における子育て支援及び地域の実態や保護者の要請により教育課程にかかわる教育時間終了後に希望する者を対象に行う教育活動（預かり保育）の取り組みを、幼児が幼児期にふさわしい生活を送るために家庭の教育力の再生・向上、「親と子が共に育つ」という視点から整理し、内容の充実を図る必要があることとしてはどうか。

例えば、

- ・ 子育て支援については、親のかかわりを深めるように「親と子が共に育つ」という視点をもって、地域の実情に応じて行うことを加えてはどうか。その際、幼稚園は、家庭、地域社会とネットワークを形成して、それぞれの教育力を積極的に活用していく姿勢を求めることとしてはどうか。
- ・ 教育課程にかかわる教育時間終了後に希望する者を対象に行う教育活動（預かり保育）については、適切な指導体制を整えるとともに、幼児が幼児期にふさわしい生活を送るために、家庭や地域社会で行う生活体験を支援する役割を加えてはどうか。

* これらを実施する際には、子育てについては保護者が第一義的責任を有すること、家庭における基本的な生活習慣の確立、自然体験や生活体験の推進が重要であることを示すこととしてはどうか。